

電力供給契約約款

(総則)

第1条 注文者（以下「甲」という。）及び供給者（以下「乙」という。）は、契約書記載の電力供給契約に関し、契約書に定めるもののほか、この契約に基づく仕様書（別添の図面及び当該契約に係る質問回答書等を含む。以下同じ。）に従い、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定める長期継続契約とするものとし、各年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における当該経費の予算の範囲内において、乙は、この契約書の記載事項（仕様書を含む。）に従って、契約書記載の供給期間中に、甲の指定する供給場所で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は、その電力供給代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して甲乙間で用いる用語は、特別の定めのある場合を除き、電気事業法（昭和39年法律第170号）の定めるところによるものとする。

4 当該約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 当該契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

6 当該約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 当該契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 当該約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 当該契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 当該契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。

（電力供給代金）

第2条 前条第2項に規定する電力供給代金とは、基本料金に、電力量料金単価に第11条の規定により確認された使用電力を乗じて得た額を加算した額に、消費税相当額を加算した額とする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（条件変更等）

第4条 乙は、契約の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、速やかに書面によりその旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

（1）仕様書の内容が交互符合しないこと。

（2）仕様書に誤り又は脱漏があること。

（3）仕様書の表示が明確でないこと。

（4）供給場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際の供給場所と相違すること。

（5）仕様書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を求められたとき又は自ら前項に規定する事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、前項の規定による調査について、乙の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、乙に通知しなければならない。ただし、甲は、当該期間内に乙に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 第2項の規定による調査の結果、第1項の事実が甲及び乙によって確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書等を訂正し、又は変更しなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更を行った場合において、甲は、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金額を変更しなければならない。

（契約電力等の変更）

第5条 甲は仕様書等に表示された契約電力又は予定使用電力量を使用状況に応じ、増減して使用することができる。

2 前項の場合において、甲が事前の予告なく予定使用電力量を著しく増減し、乙に損害を及ぼしたときは、乙は甲に対し、異議の申出又は損害賠償の請求を行うことができる。

（履行の変更、中止等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、契約変更新知書を乙に送付することにより、契約内容を変更し、

又は契約の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、履行期間又は電力供給代金額の変更（第4項に規定する場合を除く。）は、事前に甲及び乙が協議して行うものとする。

3 甲は、契約内容を変更し、又は契約の全部若しくは一部の履行を一時中止させたことにより、乙が履行場所を維持し、若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合において、甲は、当該負担額を乙と協議した上で定めるものとする。

4 甲は、次に掲げる理由により乙が契約を履行できないと認めるときは、第1項の規定により契約の全部又は一部の履行を中止させなければならない。

(1) 履行場所の確保等ができないとき。

(2) 天災その他の不可抗力により目的物等に損害を生じ、又は履行場所の状態が変動したとき。

(賃金又は物価の変動に基づく電力供給代金額の変更)

第7条 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、電力供給代金額が不適当となったときは、甲及び乙は、前条各項の規定によるほか、電力供給代金額の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、電力供給代金額が著しく不適当となったときは、甲及び乙は、前各項の規定によるほか、電力供給代金額の変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、電力供給代金額の変更額については、甲及び乙が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、書面をもって、乙に通知する。

(臨機の措置)

第8条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、甲の意見を聴いた上で、臨機の措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による場合において、乙は、その講じた措置の内容を直ちに甲に通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他施行上特に必要があると認め

るときは、乙に対して臨機の措置を講じることを求めることができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が電力供給代金額の範囲内において負担することが適當でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲及び乙が協議して定める。

(一般的損害)

第9条 電力の供給に付帯する工事の施行により生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害は除く。）は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 契約の履行により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、契約の履行に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の場合又はその他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙が協力してその処理解決にあたるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、電気事業法に特段の定めがある場合は、この限りでない。

(使用電力量等の計量期間)

第11条 計量期間は、仕様書等に特別の定めのある場合を除き、毎月1日0時から末日24時まで（ただし、あらかじめ、検針日を指定した場合を除く。）とし、乙は、計量器に記載された値を読み取り、使用電力量等を算定し、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに検査をしなければならない。

3 計量器の故障又は甲の責によって使用電力量等を正確に計量できなかった場合は、過去の実績等を参考とし、甲乙協議して使用電力量等を算定するものとする。（電力供給代金の支払）

第12条 乙は、前条第2項の確認又は第3項の算定の終了後、書面により電力供給代金の支払いを請求するこ

とができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に電力供給代金を支払わなければならない。ただし、特別な事情により乙の承諾を得たときは、45 日以内に延長することができる。
- 3 甲がその責に帰すべき理由により前条第2項の規定による期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の規定による期間（以下「約定期間」という。）の日数から差引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく電力供給代金に相当額を加減して支払う。

（供給の保証にかかる費用の負担）

第13条 乙が一般送配電事業者との接続供給契約により電力の供給を行う場合、接続供給契約により生じる債務（甲の責めに帰すべき理由により生じた債務は除く。）は、乙が負担するものとする。

（契約不適合責任）

第14条 甲は、供給された電力が種類、品質又は数量に関する契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法について事前に甲の承認を得た場合は、その方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、

特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- （4）前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（談合その他不正行為に対する賠償額の予定等）

第15条 乙は、当該契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

（1）公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして発出した私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（第3号において単に「排除措置命令」という。）が確定したとき。ただし、不当廉売の場合その他市長が特に認められる場合は除く。

（2）公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして発出した独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（次号において単に「納付命令」という。）が確定したとき。

（3）乙が、排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（4）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表であつた者及び構成員であつた者は、連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償額をあきらかに超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賠償額の減免）

第16条 甲は、乙の独占禁止法第62条第1項の規定による納付すべき課徴金の額が同法第7条の2第10項から第12項までの規定により減免されたときは、前条第1項に規定する賠償金の額に当該減免率を乗じて得

た額を当該賠償金の額から減額することができる。

(甲の任意解除権)

第17条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(甲の催告による解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が、当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく、契約を履行すべき時期を過ぎても電気の供給をしないとき。

(2) 契約を履行するにあたって必要な資格を欠くことになったとき。

(3) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反して代金債権を譲渡したとき。

(2) 契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。

(3) 債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 経営状態が悪化したと判断する事実があり、かつ、

乙の所在が不明のため連絡をとることができないとき。

(8) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）、又は同条第4号に規定する暴力団員等（以下単に「暴力団員等」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。

(9) 第21条又は第22条に規定する理由以外で乙が解除の申出をしたとき。

(10) 暴排条例第10条の規定による照会に対する神奈川県警察本部長からの回答又は神奈川県警察本部長からの通知等により、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員等であると認められたとき。

イ 暴排条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下単に「暴力団経営支配法人等」という。）であると認められたとき。

ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

エ 役員等（個人にあっては当該個人）又は経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

オ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 乙が、アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条各号又は前条各号に規定する場合において、当該場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第21条 乙は、甲が契約に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が当該契

約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 契約の内容の変更により電気供給代金額が3分の2以上増減したとき。

(2) 第6条第1項の規定による電力の供給の中止期間が履行期間の100分の50（履行期間の100分の50が6月を超えたときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 第17条第2項の規定は、前2号又は前条の規定により乙が契約を解除したときの損害賠償について準用する。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条又は前条各号に規定する場合において、当該場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(長期継続契約の解除)

第24条 甲及び乙は、長期継続契約について、第18条、第19条、第21条又は第22条に規定するもののほか、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約を解除しようとする日が履行期間の2分の1を経過し、かつ、当該日の4月前までに書面で解除を申し出たとき。

(2) この契約に係る歳入歳出予算の額に減額又は削減があったとき。

(3) 契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る。）。

2 甲及び乙は、前項の規定により契約が解除された場合においては、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。

(甲の損害賠償請求等)

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 当該契約の目的物に契約不適合があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、甲の指定する期間内に、違約金を支払わなければならない。

(1) 第18条又は第19条の規定により契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務が履行不能となったとき。

3 次の各号のいずれかに掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が、当該契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の違約金の額は、当該年度の予定使用電力量に単価を乗じて得た金額に基本料金を加えた電気供給代金の総額から、当該年度に供給済みの電力量等に相当する電力供給代金額を控除した金額の100分の10に相当する額とする。

(乙の損害賠償請求等)

第26条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が、当該契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第21条又は第22条の規定により当該契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

第27条 乙が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を甲に引き渡した場合において、甲

がその不適合を知ったときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、乙が引渡しのときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲の権利の行使ができる期間について、設計図書で特段の定めをした場合は、その設計図書の定めるところによる。

3 第 1 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲は、第 1 項の請求等を行つたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

（違約金等の徴収方法）

第 28 条 甲は、乙からの違約金（第 25 条第 2 項に規定する違約金を除く。）、損害金又は賠償金を徴収する場合において、この契約の債務があるときは、これを相殺することができる。この場合において、なお不足があるときは、別にこれを徴収する。

（秘密の保持）

第 29 条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後についても適用する。

（個人情報等の保護）

第 30 条 乙は、この契約の履行にあたって個人情報（特定個人情報を含む）又は個人番号を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）並びに横須賀市個人情報保護条例（平成 5 年横須賀市条例第 4 号）を遵守しなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 31 条 乙は、契約の履行に当たって、暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団（この条において単に「暴力団」

という。）、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当する者から、暴力団を利すこととなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、遅延なく甲に報告し、かつ、所管警察署に通報するとともに捜査上必要な協力をしなければならない。（補則）

第 32 条 この契約に定めのない事項については、横須賀市の契約規則及び契約履行規則の定めるところによるほか、必要に応じて、甲及び乙が協議して定める。